平成３０年８月

**【 電気料金が安くなる？】**

**【相談】**

契約している大手電力会社を名乗って電話があった。電気料金が安くなると言われ、求められるまま電気料金の請求書に記載された番号を伝えた。昨日知らない会社名で書類が届いた。契約先が変更になったようだ。クーリングオフしたい。

　**【アドバイス】**

電気の小売事業者かその代理店が、大手電力会社をかたって勧誘し、電気の契約先が変更になったと思われます。

　電話による勧誘で、契約書類を受け取ってから８日以内であればクーリングオフができます。クーリングオフ期間が過ぎてしまっても、勧誘時の説明と実態が違うなど売り方に問題があれば、それを理由に契約を取り消すことができます。

　２０１６年４月１日から電気小売事業が全面自由化となり、複数の事業者の中から消費者が契約先を自由に選択することができるようになりました。しかし、その一方で本事例のように、大手電力会社と思い込み、よく認識できないまま契約先が変わってしまったり、料金が期待したほど安くならなかったりと、トラブルになることもあります。

　そこで、トラブル予防のために、次のことを確認しましょう。

　勧誘（契約）事業者はどこか▽登録小売電気事業者か（資源エネルギー庁のホームページや電話０５７０・０２８・５５５で確認ができます）▽「料金が安くなる」と勧誘された場合は、どのような条件で安くなるか▽電気以外の商品やサービス契約とのセット料金になっていないか▽契約期間や解約時に違約金が発生しないか｜などです。

　「安くなる」と勧誘されても、契約する前に慎重に検討しましょう。

…………………………

　消費者ホットライン＝電話１８８（泣き寝入りはいやや！）